

学校保健安全法施行規則の改正により、平成24年4月2日付でインフルエンザによる出席停止期間が変更になりました。下記の「インフルエンザ出席停止期間早見表」を参照にして登校をさせてください。

[インフルエンザ出席停止期間]

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

	発症から 0日め	発症から 1日め	発症から 2日め	発症から 3日め	発症から 4日め	発症から 5日め	発症から 6日め	発症から 7日め	発症から 8日め
① 発症から 1日めに 解熱		解熱した					登校可能		
② 発症から 2日めに 解熱			解熱した				登校可能		
③ 発症から 3日めに 解熱				解熱した			登校可能		
④ 発症から 4日めに 解熱					解熱した		登校可能		
⑤ 発症から 5日めに 解熱						解熱した			登校可能

【例1】1月15日に発症、16日に受診し17日に解熱した場合…②となり1月21日から登校が可能

【例2】1月15日に発症、17日に受診し19日に解熱した場合…④となり1月22日から登校が可能

- * 解熱して2日経っていても発症から5日経過していない時
- * 発症から5日経っても解熱してから2日経過していない時

➡ 登校できません。